

こちらの書類は「一般不妊治療受診等証明書」と一緒に医療機関（又は薬局）へお渡しください。

医療機関・薬局 御中

北名古屋市保健センター

一般不妊治療費助成制度に係る「一般不妊治療受診等証明書」の発行について

母子保健行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。
北名古屋市では、一般不妊治療費助成制度を行っております。保険適用外の一般不妊治療及び当該治療に係る検査が助成対象です。

<助成金について>

助成金額：自己負担額の1/2の助成 上限5万円まで

助成期間：1回の妊娠について継続している治療で、助成を開始した最初の月から連続する2年間

<注意事項> 下記の治療及び該当治療に係る検査は助成対象となりません。

- 北名古屋市に転入する前、又は北名古屋市から転出後に受けた治療及び該当治療に係る検査。
- 体外受精及び顕微授精等の生殖。
- 夫婦以外の第三者から精子の提供を受けて行う治療。
- 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産する治療。

ご不明な点はお問い合わせください。よろしくお願いたします。

〔問い合わせ先〕

北名古屋市保健センター 電話：0568-23-4000